

(参考)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
(平成二十年三月十九日号外厚生労働省告示第九十三号)

5 診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院は、次に掲げる基準を満たす病院とする。

一 急性期入院医療を提供する病院として、医科点数表のうち次に掲げるいずれかの区分番号に係る届出を行っていること。

イ A100 一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料に限る。）

ロ A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）

ハ A105 専門病院入院基本料（十三対一入院基本料を除く。）

二 医科点数表区分番号A207診療録管理体制加算に係る届出を行っていること。

三 厚生労働大臣が実施する次の調査に適切に参加すること。

イ 当該病院を退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等について毎年実施される調査

ロ 中央社会保険医療協議会の要請に基づき、イの調査を補完することを目的として随時実施される調査

○ 施設基準通知

3届出に関する事項

(3) 各調査年度において、累積して3回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、適切なデータ提出が継続的に行われていないことから、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月からは算定できないこと。

○ 令和6年度における「データ提出加算（A245）」の取扱いについて（事務連絡令和6年4月30日 厚生労働省保険局医療課）

4 その他留意事項等

(3) 当該調査年度において、データ提出の遅延等が累積して3回認められた場合には、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（様式40の8の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定できなくなる。この場合、データ提出加算の届出が施設基準の1つとなっている入院料についても算定できなくなるため十分に注意すること。なお、「遅延等」の考え方は1の(3)と同様である。

(4) (3)に該当しデータ提出加算を算定できなくなった場合は、データ提出加算に係る施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から起算して1年に限り、急性期一般入院料6、地域一般入院料3又は療養病棟入院料2について、データ提出加算に係る届出を行っているものとみなすことができる。

○「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について（令和6年11月29日保
医発 1129 第 11号）

第1 DPC対象病院

（略）

3 DPC対象病院の再編等について

（1）DPC対象病院を含む複数の病院の再編（合併又は分割等）について

ア （略）

イ 再編前にDPC対象病院等でなかった病院又は再編により新たに開設される病院が、
再編後にDPC制度への参加を希望する場合

（ア）申請に係る手続き

DPC対象病院等に、他の病院と再編の予定があり、再編前にDPC対象病院等でなかつた病院又は再編により新たに開設される病院が、再編後にDPC制度への参加を希望する場合は、再編年月日の6か月前までに、別紙2「DPC対象病院等の再編に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の再編に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。当該申請書が提出された場合は、DPC制度への参加の可否について厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。

（略）

4 DPC制度からの退出について

（2）退出の手続き

①DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合

イ 1の（2）の③又は⑦の基準を満たさなくなった場合

DPC調査に適切に参加していないこと又はコーディング委員会が適切に開催されていないことを厚生労働省が確認した場合は、該当する病院（特定機能病院を除く。）が基準を満たしているかを中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとし、基準を満たしていないと決定された場合は、決定された月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする（決定された月の翌々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。この場合、当該病院は速やかに別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。